

岩手県医療局管理規程第6号

医療局企業職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年3月29日

岩手県医療局長 田村均次

医療局企業職員就業規則の一部を改正する規程

医療局企業職員就業規則（昭和39年岩手県医療局管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(育児短時間勤務)</p> <p>第17条の3 医師又は歯科医師である職員に対する育児短時間勤務（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第3項の規定により読み替えて適用する育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）の形態は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 日曜日及び土曜日を週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とし、週休日以外の日において1日につき<u>当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間に10分の1</u>を乗じて得た時間勤務すること。</p> <p>(2) 日曜日及び土曜日を週休日とし、週休日以外の日において1日につき<u>当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間に8分の1</u>を乗じて得た時間勤務すること。</p> <p>(3) 日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの5日間のうちの2日を週休日とし、週休日以外の日において1日につき<u>当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間に5分の1</u>を乗じて得た時間勤務すること。</p> <p>(4) 日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの5日間のうちの2日を週休日とし、週休日以外の日のうち、2日については1日につき<u>当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間に5分の1</u>を乗じて得た時間、1日については1日につき<u>当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間に10分の1</u>を乗じて得た時間勤務すること。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(勤務時間)</p> <p>第23条 職員の正規の勤務時間は、日勤職員については1週間について<u>40時間</u>、交代制職員については1週間当たり<u>40時間</u>とする。</p> <p>2 育児休業法第10条第3項の規定により育児短時間勤務の承</p>	<p>(育児短時間勤務)</p> <p>第17条の3 医師又は歯科医師である職員に対する育児短時間勤務（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第3項の規定により読み替えて適用する育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）の形態は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 日曜日及び土曜日を週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とし、週休日以外の日において1日につき<u>10分の1勤務時間（当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間（以下「週間勤務時間」という。）に10分の1を乗じて得た時間に端数処理（5分を最小の単位とし、これに満たない端数を切り上げることをいう。以下同じ。）を行って得た時間をいう。以下同じ。）</u>勤務すること。</p> <p>(2) 日曜日及び土曜日を週休日とし、週休日以外の日において1日につき<u>8分の1勤務時間（週間勤務時間に8分の1を乗じて得た時間に端数処理を行って得た時間をいう。）</u>勤務すること。</p> <p>(3) 日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの5日間のうちの2日を週休日とし、週休日以外の日において1日につき<u>5分の1勤務時間（週間勤務時間に5分の1を乗じて得た時間に端数処理を行って得た時間をいう。以下同じ。）</u>勤務すること。</p> <p>(4) 日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの5日間のうちの2日を週休日とし、週休日以外の日のうち、2日については1日につき<u>5分の1勤務時間</u>、1日については1日につき<u>10分の1勤務時間</u>勤務すること。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(勤務時間)</p> <p>第23条 職員の正規の勤務時間は、日勤職員については1週間について<u>38時間45分</u>、交代制職員については1週間当たり<u>38時間45分</u>とする。</p> <p>2 育児休業法第10条第3項の規定により育児短時間勤務の承</p>

認を受けた職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあつては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、1週間について20時間、24時間又は25時間のいずれかとする。

3 再任用短時間勤務職員の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり16時間から32時間までの範囲内で定める。

4 [略]

5 第1項及び前項の勤務時間は、1日につき8時間とする。ただし、救急患者等に対応する業務その他所属長が必要と認める業務に従事する職員のうち、特別の形態によって勤務する必要のあるものについては、1回の勤務に割り振られる勤務時間が16時間を超えない範囲内で定めることができる。

(始業時刻及び終業時刻)

第24条 [略]

2・3 [略]

4 育児短時間勤務職員等の勤務時間の割振りは、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき8時間を超えない範囲内で所属長が定めるものとする。ただし、救急患者等に対応する業務その他所属長が必要と認める業務に従事する職員のうち、特別の形態によって勤務する必要のあるものについては、1回の勤務に割り振られる勤務時間が16時間を超えない範囲内で定めることができる。

5 再任用短時間勤務職員の勤務時間の割振りは、1日につき8時間の範囲内で所属長が定めるものとする。

(週休日の振替え等)

第25条 所属長は、週休日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、第23条から前条までの規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日」という。）を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間（1日の正規の勤務時間の2分の1に相当する時間をいう。以下同じ。）を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

認を受けた職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあつては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、1週間について19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分のいずれかとする。

3 再任用短時間勤務職員の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で定める。

4 [略]

5 第1項及び前項の勤務時間は、1日につき7時間45分とする。ただし、救急患者等に対応する業務その他所属長が必要と認める業務に従事する職員のうち、特別の形態によって勤務する必要のあるものについては、1回の勤務に割り振られる勤務時間が15時間30分を超えない範囲内で定めることができる。

(始業時刻及び終業時刻)

第24条 [略]

2・3 [略]

4 育児短時間勤務職員等の勤務時間の割振りは、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で所属長が定めるものとする。ただし、救急患者等に対応する業務その他所属長が必要と認める業務に従事する職員のうち、特別の形態によって勤務する必要のあるものについては、1回の勤務に割り振られる勤務時間が15時間30分を超えない範囲内で定めることができる。

5 再任用短時間勤務職員の勤務時間の割振りは、1日につき7時間45分の範囲内で所属長が定めるものとする。

(週休日の振替え等)

第25条 所属長は、週休日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、前3条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日」という。）を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は勤務日の勤務時間のうち4時間又は3時間45分の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

2 [略]

3 日勤職員について、第1項の規定に基づき週休日を振り替え、又は半日勤務時間を割り振る場合における当該職員の正規の勤務時間は、第23条第1項の規定にかかわらず、割振り単位期間を平均し1週間当たり40時間とする。

4 第1項の規定に基づく週休日の振替え及び半日勤務時間の割振りの変更の方法等については、医療局長が別に定める。

(休憩時間)

第26条 休憩時間は、勤務6時間を超える場合においては45分（医療局長が別に定める場合にあつては、1時間）、8時間を超える場合においては1時間（医療局長が別に定める場合にあつては、1時間30分）を勤務時間の途中に与える。

2 育児短時間勤務職員等については、第24条第4項の規定により割り振られた勤務時間中に、その勤務時間が6時間以上8時間以内である場合にあつては、所属長の定めるところにより45分以上の休憩時間を与える。ただし、同項ただし書の規定により割り振られた勤務時間中にあつては、第23条第5項ただし書の規定により勤務時間が割り振られた職員の例により休憩時間を与える。

3 再任用短時間勤務職員については、第24条第5項の規定により割り振られた勤務時間中に、その勤務時間が6時間以上8時間以内である場合にあつては、所属長の定めるところにより45分以上の休憩時間を与える。

4 [略]

(年次休暇)

第32条 年次休暇は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

(1) [略]

(2) 育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員 次のア又はイに掲げる職員の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）。ただし、その日数が労働基準法第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数。（労働基準法第39条第1項又は第2項に規定する継続勤務年数の計算に当たり法第28条の5第1項の規定による採用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる者の当該採用された年における年次休暇の日数は、当該採

2 [略]

3 日勤職員について、第1項の規定に基づき週休日を振り替え、又は4時間若しくは3時間45分の勤務時間を割り振る場合における当該職員の正規の勤務時間は、第23条第1項の規定にかかわらず、割振り単位期間を平均し1週間当たり38時間45分とする。

4 第1項の規定に基づく週休日の振替え並びに4時間及び3時間45分の勤務時間の割振りの変更の方法等については、医療局長が別に定める。

(休憩時間)

第26条 休憩時間は、勤務6時間以上7時間45分以内である場合においては1時間（医療局長が別に定める場合にあつては、1時間15分）、7時間45分を超える場合においては少なくとも1時間（医療局長が別に定める場合にあつては、2時間）を勤務時間の途中に与える。

2 育児短時間勤務職員等については、第24条第4項の規定により割り振られた勤務時間中に、その勤務時間が6時間以上7時間45分以内である場合にあつては、所属長の定めるところにより1時間の休憩時間を与える。ただし、同項ただし書の規定により割り振られた勤務時間中にあつては、第23条第5項ただし書の規定により勤務時間が割り振られた職員の例により休憩時間を与える。

3 再任用短時間勤務職員については、第24条第5項の規定により割り振られた勤務時間中に、その勤務時間が6時間以上7時間45分以内である場合にあつては、所属長の定めるところにより1時間の休憩時間を与える。

4 [略]

(年次休暇)

第32条 年次休暇は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

(1) [略]

(2) 育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員 次のア又はイに掲げる職員の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）。ただし、その日数が労働基準法第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数。（労働基準法第39条第1項又は第2項に規定する継続勤務年数の計算に当たり法第28条の5第1項の規定による採用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる者の当該採用された年における年次休暇の日数は、当該採

用後の勤務と退職以前の勤務とが継続するものとみなした場合における日数)

ア [略]

イ 不斉一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。） 160時間に第23条第2項又は第3項に基づき定められた不斉一型短時間勤務職員の勤務時間を40時間で除して得た数を乗じて得た時間数を、8時間を1日として日に換算して得た日数

(3)・(4) [略]

2 [略]

(特別休暇)

第34条 特別休暇は、次の各号のいずれかに該当するため職員が勤務しないことが相当である場合における休暇とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

(1)～(9) [略]

(10) 要介護者の介護その他の医療局長が定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内の期間

(11)～(25) [略]

(休暇の単位等)

第36条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、不斉一型短時間勤務職員の年次休暇の単位は1時間とする。

3 1時間を単位として使用した年次休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。

(1)・(2) [略]

(3) 斉一型短時間勤務職員（前号に掲げる職員のうち、斉一型短時間勤務職員を除く。）勤務日ごとの勤務時間の時間数（1時間未満の端数があるときは、これを切り捨て

用後の勤務と退職以前の勤務とが継続するものとみなした場合における日数)

ア [略]

イ 不斉一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。） 155時間に第23条第2項又は第3項に基づき定められた不斉一型短時間勤務職員の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、7時間45分を1日として日に換算して得た日数

(3)・(4) [略]

2 [略]

(特別休暇)

第34条 特別休暇は、次の各号のいずれかに該当するため職員が勤務しないことが相当である場合における休暇とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

(1)～(9) [略]

(10) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他次に掲げる者で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護その他の医療局長が定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日（その介護する者が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内の期間

ア 祖父母、孫及び兄弟姉妹

イ 職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で別に定めるもの（当該職員と同居している者に限る。）

(11)～(25) [略]

(休暇の単位等)

第36条 [略]

2 1時間を単位として使用した年次休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。

2 1時間を単位として使用した年次休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。

(1)・(2) [略]

(3) 斉一型短時間勤務職員（前号に掲げる職員のうち、斉一型短時間勤務職員を除く。）勤務日ごとの勤務時間の時間数（1時間未満の端数があるときは、これを切り上げ

<p>た時間)</p> <p>(4) [略]</p> <p><u>4</u> [略]</p> <p><u>5</u> [略]</p> <p><u>6</u> 1時間を単位として使用した特定休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 斉一型短時間勤務職員 勤務日ごとの勤務時間の時間数(8時間を超える場合にあつては、8時間とし、1時間未満の端数があるときは、これを<u>切り捨てた</u>時間)</p> <p>(3) [略]</p> <p><u>7</u> [略]</p>	<p>た時間)</p> <p>(4) [略]</p> <p><u>3</u> [略]</p> <p><u>4</u> [略]</p> <p><u>5</u> 1時間を単位として使用した特定休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 斉一型短時間勤務職員 勤務日ごとの勤務時間の時間数(8時間を超える場合にあつては、8時間とし、1時間未満の端数があるときは、これを<u>切り上げた</u>時間)</p> <p>(3) [略]</p> <p><u>6</u> [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員に係る当該育児短時間勤務の承認は、この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に取り消されたものとみなし、当該職員から、施行日に、施行日から当該育児短時間勤務の期間の末日までの間において、この規程による改正後の医療局企業職員就業規則に規定する勤務時間を基礎として医療局長が定める内容の同条第2項に規定する育児短時間勤務をすることの承認の請求があつたものとみなす。